

○暴力団排除措置の概要は次のとおり。

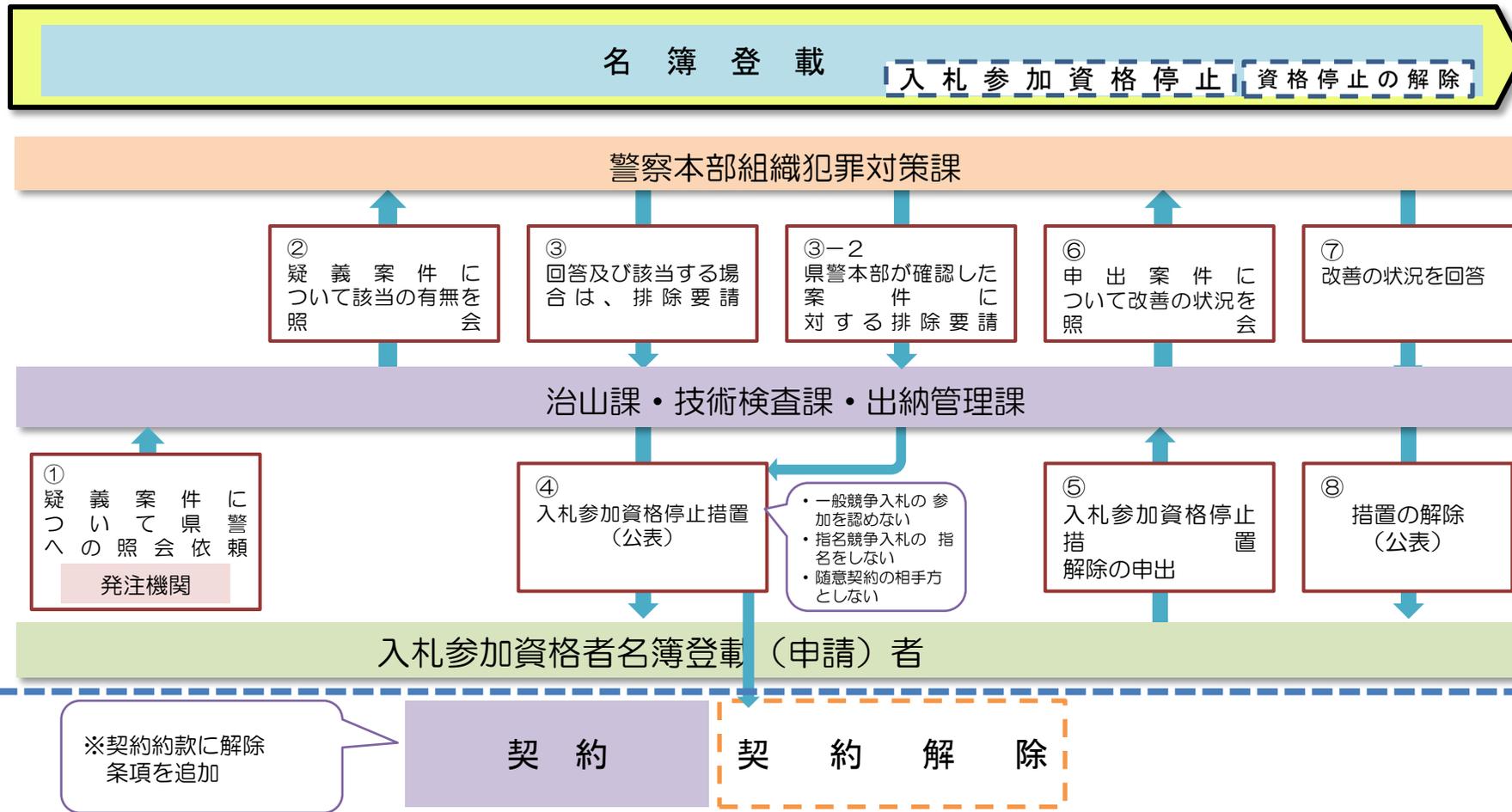
1. 入札参加資格者名簿登載者が、暴力団関係者である場合は、入札参加資格停止を行う。(A)  
(すでに契約締結済の場合は、契約解除を行う。)(B)
2. 県との契約業者に対し、契約約款により、暴力団から不当介入を受けた場合の通報義務を課す。  
これに反した場合は、契約違反として入札参加資格停止を行う。(C)

暴力団排除に関する合意書

暴力団排除措置要綱

A 入札参加資格停止

B 契約解除



暴力団排除に関する措置基準（「暴力団排除措置要綱 〔別表〕」）

主な措置要件	具体例のイメージ	資格停止期間
<p>1. 有資格者等(※)である法人等が暴力団であるとき。  <small>※ 有資格者等：入札参加資格者名簿登載者及び随意契約の相手方</small></p> <p>2. 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団員であるなど、<u>暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</u></p>		<p>当該認定した日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>3. 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。</p>		
<p>4. 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、<u>その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。</u></p>		
<p>5. 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して<u>資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。</u></p>		<p>当該認定した日から9か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>6. 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と<u>社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</u></p>		
<p>7. 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、<u>下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。</u></p>		

## C 暴力団関係者による不当介入への対応

県との契約業者に対し、契約約款により、暴力団から不当介入を受けた場合の通報義務を課す。

これに反した場合

契約義務違反として、「入札参加資格停止等措置要領」により入札参加資格を停止  
措置期間：当該認定した日から2週間～4か月

### 不当介入への対応の流れ

